

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業
実施方針
【修正版】

令和8年3月
(令和8年6月一部変更)

栃木県

はじめに

栃木県（以下「県」という。）は、栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、PFI法第5条第1項の規定に基づき、特定事業の選定及び当該特定事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっての特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定め、同条第3項の規定によりここに公表するものである。

令和8（2026）年3月11日

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1 特定事業の選定に関する事項	5
1 事業内容に関する事項	5
(1) 事業名称	5
(2) 公共施設の管理者の名称	5
(3) 事業目的等	5
(4) 本施設の概要	6
(5) 事業方式	6
(6) 事業期間（予定）	6
(7) 事業範囲	7
(8) 事業者の収入	8
(9) 県の収入	10
(10) 法制度等の遵守	10
(11) 実施方針の変更	10
2 特定事業の選定及び公表に関する事項	10
(1) 選定基準	10
(2) 選定方法	10
(3) 選定結果の公表	11
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	11
1 募集及び選定の方法	11
2 募集及び選定のスケジュール	11
3 募集の手続等	12
(1) 実施方針等に関する説明会及び現地見学会	12
(2) 実施方針等に関する守秘義務対象資料の交付	12
(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表	13
(4) 実施方針等に関する意見交換会	13
(5) 特定事業の選定・公表	13
(6) 入札公告（入札説明書等の公表）	14
(7) 入札説明書等に関する質問の受付・回答	14
(8) 参加表明書（参加資格確認申請書を含む。）の受付・結果の通知	14
(9) 意見交換会（第1回及び第2回）	14
(10) 入札書類の受付	14
(11) 落札者の決定・公表	14
(12) 基本協定の締結、仮契約の締結	14
(13) 事業契約の締結	14
4 入札参加者の備えるべき参加資格要件	15
(1) 入札参加者の構成等	15
(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）	16
(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）	17

(4) 県の入札参加資格を有さない者の参加.....	20
(5) 参加資格確認基準日.....	20
(6) 参加資格の喪失.....	20
5 審査及び選定に関する事項.....	21
(1) 審査に関する基本的な考え方.....	21
(2) 審査の手順及び方法.....	22
6 提出書類の扱い.....	22
(1) 著作権.....	22
(2) 特許権等.....	22
7 SPC との契約手続.....	23
(1) 契約手続.....	23
(2) SPC の出資等の要件.....	23
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	23
1 基本的な考え方.....	23
2 事業の実施状況のモニタリング.....	23
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	23
1 事業用地の概要.....	23
2 施設の規模、構成等.....	24
第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	24
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	24
1 金融機関と県の協議（直接協定）.....	24
2 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	24
(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	24
(2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	25
(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	25
(4) その他.....	25
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
1 法制上及び税制上の措置.....	25
2 財政上及び金融上の支援.....	25
3 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて.....	25
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	26
1 議会の議決.....	26
2 指定管理者の指定.....	26
3 提案に伴う費用負担.....	26
4 情報公開及び情報提供.....	26
5 実施方針等に関する問合せ先.....	26
別表1 本事業における特定事業の構造.....	27
別表2 リスク分担表.....	27
様式1.....	33
様式2-1.....	34

様式 2 - 2	35
様式 2 - 3	37
様式 3	38
様式 4	39

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業

(2) 公共施設の管理者の名称

栃木県知事 福田富一

(3) 事業目的等

ア 事業目的

県は、栃木県「文化と知」の創造拠点整備構想（令和7（2025）年1月栃木県策定）に基づき、県立の美術館、図書館及び文書館について、県の文化振興の中核を担う複合施設（栃木県「文化と知」の創造拠点。以下「拠点」という。）として再整備を行い、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える、とちぎならではの拠点、あらゆる人々が思い思いに利用し、様々な主体が出会い、交流することで、とちぎの新たな「文化と知」を創造する拠点とすることを目的に本事業を実施する。

本事業は、施設的设计、建設、運営及び維持管理を一体的に行う事業である。

本事業について、県は、PFI法に基づく事業として実施することを予定しており、民間の資金、創意工夫及び技術的・経済的能力等を活用することで、利用者ニーズに合致した質の高い公共サービスの提供や効果的かつ効率的な業務遂行により、県の財政負担の軽減が図られることを期待する。

イ 事業コンセプト

とちぎの「文化と知」を開く・つなぐ・育む拠点

“開く”拠点として、県民がいつでも、どこからでも気軽にアクセスし、多様な活動に参加できる場を提供する。とちぎならではの豊かな「文化と知」に触れる機会を創出し、県民共有の財産である収蔵資料を身近に感じられるよう努める。国内外に向けて積極的に情報を発信することで、多くの人々を惹きつけ、文化交流を促進する開かれた拠点とする。

“つなぐ”拠点として、3館の間の連携を強化し、相互利用の促進を図る。拠点をハブとして、利用者、地域社会、関連団体、県内他施設など、多様な主体間の交流と連携を促進する。また、デジタル技術を積極的に活用すること等により、新たな協働の形を創出し、とちぎが誇る「文化と知」を未来へと継承する。

“育む”拠点として、新たな「文化と知」の創造とその育成を強力に推進する。文化や知識の担い手が存分に活躍できる場を提供するとともに、教育機関との連携や生涯学習の支援を通じて、あらゆる世代の学びを支援する。さらに、拠点の活動を県内各地に波及させることで、県全体の文化・芸術活動の活性化に貢献し、次代

を育む拠点としての役割を果たす。

(4) 本施設の概要

ア 構成

本施設は、美術館、図書館及び文書館等で構成される。

イ 法的位置づけ（予定）

(ア) 本施設は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項に規定する公の施設とする。

(イ) 本施設のうち、美術館は、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 2 項に規定する公立博物館とする。

(ロ) 本施設のうち、図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する公立図書館とする。

(エ) 本施設のうち、文書館は、公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）第 4 条第 1 項に規定する公文書館とする。

(オ) その他、今後、必要な条例等の整備を行う。

ウ 事業用地

栃木県宇都宮市中戸祭 1 丁目（敷地面積 約 32,815 m²）

(5) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下単に「事業者」という。）が本施設の設計及び建設を行った後、県に所有権を移転し、事業期間中、本施設の運営・維持管理を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式により行うものとする。

(6) 事業期間（予定）

ア 設計・建設期間

事業契約締結の日～令和 15（2033）年 6 月

イ 開館準備期間

令和 13（2031）年 4 月～令和 16（2034）年 5 月

※ 拠点全体の集客促進業務、美術館の企画展業務等、業務基準表の実施時期に格別の記載のあるものについては当初から行うものとし、その他の業務については本施設の引渡し時から開始するものとする。

ウ 運営・維持管理期間

令和 16 (2034) 年 6 月～令和 31 (2049) 年 3 月

(7) 事業範囲

事業者が行う主な業務としては、本事業を行う上で必ず必要とする「必須事業」とそれ以外の「任意事業」とを想定している。なお、業務内容の詳細については、要求水準書（案）を参照すること。

ア 必須事業

必須事業の概要は、以下のとおりとする。事業区分等については、「本事業における特定事業の構造」（別表 1）のとおりである。

(ア) 統括マネジメント業務

- a 統括責任者等の配置
- b 事業全体の統括業務
- c 庶務業務

(イ) 設計・建設業務

- a 事前調査及びその関連業務
- b 設計及びその関連業務
- c 建設工事及びその関連業務
- d 各種申請・許認可取得等に関する業務（国庫補助金等申請補助等）
- e 説明会等の地元対応に関する業務（工事に伴う近隣対策等）
- f 工事監理
- g 備品等調達・設置
- h 施設の引渡し（県への所有権移転業務等）
- i 設計・建設業務期間中の土地等の管理

(ウ) 開館準備業務（県と協働して実施）

- a 施設引渡し以後、開館までの間の本施設の維持管理
- b 備品等調達・設置（設計・建設業務に係るものを除く。）
- c 開館前の集客促進（他施設との連携事業を含む。）
- d オープニングイベント等の開催準備
- e 開館後の施設の貸出し等に関する準備業務
- f その他運営に関する準備業務（3館共通機能開館準備等）

(エ) 運営業務（県と協働して実施。指定管理者としての業務を含む。）

- a 利用案内等
- b 施設の貸出し等
- c 収蔵、書架整理等
- d 常設展示、企画展示等
- e 教育普及

- f 地域等との連携・協力
- g 集客促進（他施設との連携事業を含む。）
- h カフェ・レストラン、ショップ運営等その他運営に関する業務（附帯事業）

(オ) 維持管理業務

- a 建築物保守管理
- b 建築設備保守管理
- c 備品等保守管理
- d 植栽管理
- e 修繕・更新
- f 環境衛生管理
- g 清掃
- h 警備
- i 駐車場管理
- j 駐輪場管理
- k その他外構施設保守管理

なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る個別業務のうち、事業契約に委託禁止として定められたものを除き、県に事前に通知し、了解を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

本事業に関し、事業者が遵守すべき制限・手続を含め、詳細な実施条件等については、入札公告時に公表予定の要求水準書、事業契約書（案）を含む入札説明書等において定める。

イ 任意事業

事業者は、本事業の任意事業として、以下のとおり実施できるものとする。

いずれも事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算によるものとし、関係法令を遵守し、拠点の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案し、実施することができる。

(カ) 運営自主事業

事業者が自らの裁量で実施する拠点の運営に資する事業であって、事業用地内において行うもの（事業の一部を事業用地外で行うものを含む。）をいう。

(キ) 利用促進事業（附帯事業）

事業者が自らの裁量で実施する拠点の利用促進・魅力向上に資する事業であって、事業用地外において行うものをいう。

(8) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおりである。なお、詳細については、入札説明書等において示すこととする。

ア 県が支払うサービス購入料

県は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者が提供したサービスの対価としてサービス購入料を支払う。なお、サービス購入料の構成は以下のとおりである。

(ア) 統括マネジメント業務の対価

本施設の統括マネジメント業務に要する費用であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに事業者を支払うことを予定している。

(イ) 設計・建設業務の対価

本施設の設計・建設業務に要する費用及び県が分割して支払うことに伴う割賦利息等の合計額であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、県への本施設の引渡し後、割賦方式により事業者を支払うことを予定している。なお、県は、設計・建設業務の対価の一部に国の交付金等を活用することを想定しており、この収入に関しては、本施設の引渡し時に一括して事業者を支払うことを予定している。

(ウ) 開館準備業務の対価

本施設の開館準備業務に要する費用であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、開館準備業務の開始後、各年度、四半期ごとに事業者を支払うことを予定している。

(エ) 運営業務及び維持管理業務の対価

本施設の運営業務及び維持管理業務に要する費用であり、事業者の提案金額をもとに、県と事業者との間で締結する事業契約においてあらかじめ定める額について、県への本施設の引渡し後、事業期間終了までの間、各年度、四半期ごとに事業者を支払うことを予定している。

イ 利用者等から得る収入

(ア) 観覧料収入（美術館）、貸室等使用料、駐車場使用料及び各種手数料

※ 県は、事業者を本施設の指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）として指定すること、利用料金は事業者の収入とすること、その場合の利用料金については、県の承認を得て指定管理者が定めることを想定している。

※ サービス購入料の提案価格（入札額）を算定する際には、運営業務及び維持管理業務の総費用の額から、想定される見込み収入の額を控除する。

(イ) 本施設内のカフェ・レストラン、ショップ等の事業収入

(ウ) 県が事業者に販売を委託する図録又は本施設の収蔵作品・資料等に関する商品等の販売に係る手数料

(エ) 広報物、ホームページ等を活用した広告料収入、集客イベントの実施に伴う参加費等収入、又は事業者の任意事業に基づいて得られた収入

(9) 県の収入

本事業における県の収入は、以下のとおりである。

ア 商品販売収入

図録、所蔵作品・資料等に係る商品の販売による収入

イ 使用料収入

事業者が運営する本施設内のカフェ・レストラン、ショップ等の各賃料（栃木県行政財産使用料条例（昭和 39 年栃木県条例第 9 号）に基づく使用料）

なお、減免については、同条例に基づき、別途協議の上、定める。

(10) 法制度等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり、関係法令及び県の条例等を遵守すること。

(11) 実施方針の変更

実施方針の公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容の見直し又は変更を行うことがある。なお、見直し又は変更を行った場合には、県は、速やかにその内容を県ホームページにおいて公表する。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

県が本事業を PFI 事業として実施することにより、従来方式で実施した場合に比べ、事業期間を通じた県の財政支出額の縮減が期待できる場合、又は県の財政支出額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI 法第 7 条に基づき、本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定方法

ア 正味現在価値による評価

県の財政支出額の見込額の算定に当たっては、事業者からの税込その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政支出額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

イ 定量・定性評価

県が提供を受けるサービス水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、県ホームページ等において速やかに公表する。
また、特定事業として選定しないこととした場合も、同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業は、設計、建設、開館準備、運営及び維持管理の各業務を通じて、民間事業者が幅広い能力・ノウハウを発揮し、効果的・効率的なサービスを提供することを求めるものであることから、事業者の選定は、入札価格に加え、事業計画の妥当性、各業務に関する業務遂行能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業は WTO 政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 募集及び選定のスケジュール

本事業における民間事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールのとおり行う予定である。

日 程	内 容
令和8（2026）年3月11日	実施方針及び要求水準書（案）の公表（以下「実施方針等」という。）
令和8（2026）年3月25日	実施方針等に関する説明会及び現地見学会
令和8（2026）年4月24日	実施方針等に関する質問・意見の受付
令和8（2026）年6月上旬	実施方針等に関する質問への回答の公表
令和8（2026）年8月上旬	実施方針等に関する意見交換会
令和8（2026）年9月上旬	特定事業の選定・公表
令和8（2026）年10月上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和8（2026）年10月下旬	参加資格に関する質問の受付
令和8（2026）年11月中旬	参加資格に関する質問への回答 参加資格以外に関する質問の受付
令和8（2026）年12月中旬	参加資格以外に関する質問への回答
令和8（2026）年12月下旬	参加表明書（参加資格確認申請書を含む。）の受付
令和9（2027）年1月	入札参加資格審査結果の通知
令和9（2027）年2月	意見交換会（第1回）
令和9（2027）年5月	意見交換会（第2回）
令和9（2027）年8月	入札書類（提案書）等の受付
令和9（2027）年9月	落札者の決定・公表。基本協定の締結
令和9（2027）年12月	事業契約の締結

3 募集の手続等

(1) 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向けて、実施方針等について、説明会及び現地見学会を開催することを予定している。

申込期限 令和8（2026）年3月23日（月）17時まで

申込方法 実施方針等に関する（説明会・現地見学会）参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにて申し込むこと。

なお、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記することとし、電子メールの件名は「【文化と知】実施方針等説明会申込み（会社名）」とすること。

実施日時

・説明会 令和8（2026）年3月25日（水）10時～12時

・現地見学会 令和8（2026）年3月25日（水）14時～15時

参加者 本事業に参加を希望する民間事業者とし、1社2名までとする。

申込先 本事業のアドバイザー業務委託先代表構成員（PwCアドバイザー合同会社（インフラ・PPP部門））

E-mail：jp_tcg7@pwc.com

開催方法 詳細は、県ホームページで公表する。

(2) 実施方針等に関する守秘義務対象資料の交付

実施方針等に関する一部の資料はホームページには掲載せず、実施方針等に関する守秘義務対象資料の開示を希望する者に対して交付する。

申込期限 令和8（2026）年4月10日（金）17時まで

提出方法 守秘義務対象資料交付申込書（様式2-1）及び守秘義務誓約書（様式2-2）に記入の上、電子メールで提出すること。守秘義務対象資料交付申込書を提出する場合、メールには民間事業者の本件に係る決裁権者をcc（カーボンコピー）に含め、メール本文に決裁権者の役職及び氏名を記載すること。提出する電子ファイルはPDF形式とする。

なお、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」を追記することとし、電子メールの件名は「【文化と知】実施方針等守秘義務資料交付申込書（会社名）」とすること。ただし、実施方針等に関する説明会及び現地見学会の参加申込書と併せて提出する場合は上記(1)の件名とする。

提出先 本事業のアドバイザー業務委託先代表構成員（PwCアドバイザー合同会社（インフラ・PPP部門））

E-mail：jp_tcg7@pwc.com

その他 交付を受けた守秘義務対象資料等については、守秘義務誓約書に基づき別に県が指定する期日までに破棄し、県が指定する場所に破棄義務遵守報告書（様式2-3）を提出すること。

(3) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表

実施方針等に記載した内容に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

受付期間 令和8（2026）年3月11日（水）～4月24日（金）17時まで

提出方法 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、実施方針等に関する質問書（様式3）
又は実施方針等に関する意見書（様式4）に記入の上、電子メールで提出
すること。

なお、電子ファイルの名称は、当該電子ファイル名の最後に「(会社名)」
を追記することとし、電子メールの件名は「【文化と知】実施方針等質問・
意見（会社名）」とすること。

提出先 本事業のアドバイザー業務委託先代表構成員（PwC アドバイザリー合
同会社（インフラ・PPP 部門））

E-mail : jp_tcg7@pwc.com

回答方法 令和8（2026）年6月上旬までに県ホームページで公表する予定である。

(4) 実施方針等に関する意見交換会

本事業への参加希望者と十分な意思疎通を図ることにより、本事業の趣旨に対する参
加希望者の理解を深め、県の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないよう
にすることを目的として、実施方針等の公表段階において対面方式による意見交換（対
話）の場を設けることを予定している。

意見交換会の内容については、入札参加者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、入
札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる
ものを除き、県ホームページで公表する予定である。なお、意見交換会に参加しない者
が入札に参加することは妨げない。

申込時期 令和8（2026）年7月

申込方法等 意見交換会の申込期間・申込方法の詳細は、県ホームページで公表する。

実施時期 令和8（2026）年8月

参加者 入札への参加を希望する者であれば制限はしない。なお、入札への参加
を希望するグループ（複数事業者）で申し込むこと、単独事業者で申し込
むことのいずれも可とするが、同一事業者が複数回参加することは不可と
する。

実施の通知 意見交換会の実施日時や実施会場、参加者人数の上限等の具体的な実施
方法については、参加申込の状況に応じて県が決定する。

申込期限後、参加申込のあった事業者の担当者に候補日時を複数通知す
るので、対応可能な日時を回答すること。なお、その場合、申込みをした
参加者が全員参加できないことは差し支えない。ただし、当初参加を希望
した者以外の者が参加することは認めない。

(5) 特定事業の選定・公表

実施方針等に対する意見等を踏まえ、PFI 事業として実施することが適当であると認

められる場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を県ホームページで公表する。

(6) 入札公告（入札説明書等の公表）

実施方針等に対する意見等を踏まえ、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）を県ホームページで公表する。

(7) 入札説明書等に関する質問の受付・回答

入札説明書等に記載した内容に対する質問の受付・回答を行う。なお、質問の提出方法、受付期間等は、入札説明書等で提示する。

(8) 参加表明書（参加資格確認申請書を含む。）の受付・結果の通知

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、参加表明書及び資格審査に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。資格審査の結果は、入札参加希望者に通知する。なお、参加表明書等の提出方法、提出期限等は、入札説明書等で提示する。

(9) 意見交換会（第1回及び第2回）

参加表明書等の提出後においても、対面式による意見交換会（対話）の場を設けることを予定している。なお、具体的な実施方法等は、入札説明書等で提示する。

(10) 入札書類の受付

資格審査結果の通知により、入札参加資格の確認を受けた入札参加希望者は、入札書及び本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札書類（提案書）を提出すること。なお、提出方法の詳細は、入札説明書等で提示する。

(11) 落札者の決定・公表

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、入札参加者からの入札書類（提案書）を審査し、最も優れていると認めた入札参加者を最優秀提案者として選定する。県は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定し、県ホームページで公表する。

(12) 基本協定の締結、仮契約の締結

県は、落札者と協議を行い、落札者と基本協定を締結し、さらに基本協定を踏まえて、落札者の構成員により設立される特別目的会社（以下「SPC」という。）と、本事業の事業契約について仮契約を締結する。

(13) 事業契約の締結

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

入札参加者は、企業等によるグループとし、その構成等は、以下のとおりとする。

(ア) 入札参加者のうち、SPC に出資を予定し、かつ、SPC から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を「構成員」、SPC への出資を予定せず、かつ、SPC から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とし、資格審査の申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。なお、構成員又は協力企業以外の企業であっても、SPC から直接業務を受託し、又は請け負うことは可能である。

(イ) 入札参加者は、構成員の中から代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募手続を行うものとする。

(ロ) 入札参加者の構成員又は協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業となることはできない。ただし、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、選定された事業者による本事業の事業契約締結後に、事業者の業務を受託し、又は請け負うことは可能であるが、構成員であった者については、本事業の遂行上、真にやむを得ないと県が認めた場合に限るものとする。

(エ) 業務及び兼務の可否

入札参加者には、構成員又は協力企業として以下の者を含むこと。なお、同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務に当たる者と工事監理業務に当たる者について、同一の者が兼ねること、又は資本面若しくは人事面において関連がある者が行うことはできない。

- ・ 統括マネジメント業務に当たる者
- ・ 設計業務に当たる者
- ・ 建設業務に当たる者
- ・ 工事監理業務に当たる者
- ・ 運営業務に当たる者
- ・ 維持管理業務に当たる者

なお、ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする（(2)において同じ。）。

(イ) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b において同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等 同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

ア 共通要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、いずれも以下の要件を満たすこと。

- (ア) PFI法第9条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (ロ) 参加表明書等の受付締切日から入札書類（提案書）の提出締切日までの期間において栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領又は栃木県競争入札参加者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (ハ) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (ニ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (ホ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者でないこと。
- (ヘ) 手形交換所における取引停止処分を受けているなど経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (コ) 直近1年間において国税及び地方税を滞納していない者であること。

(ケ) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当しない者であること。

(コ) 県が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

※本事業に関し、県のアドバイザー業務を行う者及び当該者と当該業務において提携関係にある者は、次のとおりである。

- ・ PwC アドバイザー合同会社
- ・ 株式会社 昭和設計
- ・ PwC 弁護士法人

(ク) 本事業の選定委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

(ク) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

入札参加者の構成員及び協力企業のうち、統括マネジメント、設計、建設、工事監理、運営及び維持管理の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

ア 統括マネジメント業務に当たる者

本施設の統括マネジメント業務を行う企業は、以下の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づく入札参加者資格を有すること。

(イ) PPP/PFI 事業又は指定管理者制度において、複数業務を統括し、関係者間の調整、業務全体の進捗管理、維持管理・運営業務等の一体的なマネジメント業務（業務内容については、第 1-1-(7)-ア-(ア)を参照）に係る実績を有していること。

イ 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、以下の(ア)～(エ)の要件を全て満たすこと。ただし、当該設計業務に当たる者が複数の場合には、複数の者で(ア)～(エ)の要件を全て満たせばよいが、そのうち 1 者は(ア)～(ウ)の要件を満たし、他の者は(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。

- (イ) 令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度における測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (ウ) 元請又は共同企業体の構成員として、国公立の美術館、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館、同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設又は図書館法第 2 条第 2 項に規定する図書館の新築又は増築（当該用途に係る新築又は増築の部分の延床面積の合計が 2,000 m²以上のものに限る。）に係る実施設計業務の実績を有すること（平成 18（2006）年 4 月 1 日以降、参加資格の確認基準日（以下「参加資格確認基準日」という。）までに実施設計業務が完了しているものに限る。）。
- (エ) 設計業務全般の管理及び統括を行う管理技術者として、以下の a～c の全ての要件を満たす者を配置できること。
- a 一級建築士の資格を有すること。
 - b 官公庁が発注した新築による延床面積 2,000 m²以上の公共施設の実実施設計業務の実績を有すること（平成 18（2006）年 4 月 1 日以降、参加資格確認基準日までに実施設計業務が完了しているものに限る。）。
 - c 入札参加資格申請書類提出時点において入札参加者と継続して 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

ウ 建設業務に当たる者

(ア) 建築工事に当たる者

建築工事に当たる者は、以下の a～c の要件を全て満たすこと。ただし、当該建築工事に当たる者が複数の場合には、そのうち 1 者が a～c の要件を全て満たしていれば、他の者は a 及び b の要件を満たすことをもって足りるものとする。

- a 令和 7（2025）年度及び令和 8（2026）年度における建設工事に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿において、「建築一式工事」に登録されている者であること。
- b 参加資格確認基準日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定める建築一式工事に係る経営事項審査結果通知（最新のもの）の総合評定値（P）が 1,400 点以上であること。なお、建築工事に当たる者が複数の場合は、そのうち 1 者が 1,400 点以上であれば、他の者は 825 点以上であればよいものとする。
- c 元請又は共同企業体の構成員として、国公立の美術館、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館、同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設又は図書館法第 2 条第 2 項に規定する図書館の新築又は増築（新築又は増築に係る部分の延床面積の合計が 2,000 m²以上のものに限る。）に係る建築一式工事の実績を有すること（平成 18（2006）年 4 月 1 日以降、参加資格確認基準日までに、完成引渡しが

完了しているものに限る。)

(イ) 電気設備工事に当たる者

電気設備工事に当たる者は、以下の a～c の要件を全て満たすこと。

- a 令和 7 (2025) 年度及び令和 8 (2026) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿において、「電気工事」に登録されている者であること。
- b 参加資格確認基準日において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める電気工事に係る経営事項審査結果通知(最新のもの)の総合評定値(P)が 915 点以上であること。
- c 元請又は共同企業体の構成員として、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の建築物の新築又は増築に係る請負金額 500 万円以上の電気設備工事の実績(建築一式工事のうち、当該工種の実績として認められるものを含む。)を有していること(平成 18 (2006) 年 4 月 1 日以降、参加資格確認基準日まで、完成引渡し完了しているものに限る。)

(ロ) 機械設備工事に当たる者

機械設備工事に当たる者は、以下の a～c の要件を全て満たすこと。

- a 令和 7 (2025) 年度及び令和 8 (2026) 年度における建設工事に係る競争入札参加資格に基づく入札参加資格者名簿において、「管工事」に登録されている者であること。
- b 参加資格確認基準日において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める管工事に係る経営事項審査結果通知(最新のもの)の総合評定値(P)が 855 点以上であること。
- c 元請又は共同企業体の構成員として、国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社発注の建築物の新築又は増築に係る請負金額 500 万円以上の機械設備工事の実績(建築一式工事のうち、当該工種の実績として認められるものを含む。)を有していること(平成 18 (2006) 年 4 月 1 日以降、参加資格確認基準日まで、完成引渡し完了しているものに限る。)

エ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、「イ 設計業務に当たる者」と同様の要件を満たすこと。

オ 運營業務に当たる者

運營業務に当たる者は、以下の(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。ただし、当該運

営業務に当たる者が複数の場合には、そのうち1者が(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば、他の者は(ア)の要件を満たすことをもって足りるものとする。

(ア) 競争入札参加者資格等に基づく入札参加者資格を有すること。

(イ) 平成28(2016)年4月1日以降に、国公立の美術館、博物館法第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第2項に規定する指定施設又は図書館法第2条第2項に規定する図書館に係る1年以上の運営実績を有すること。なお、この実績は、運営業務を行う者が複数の場合は、そのうちの1者が有すればよいものとする。

カ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、競争入札参加者資格等に基づく入札参加者資格を有すること。

(4) 県の入札参加資格を有さない者の参加

上記「(3) 入札参加者の参加資格要件(業務別)」において、各業務に当たる者として必要とする県の入札参加資格を有していない者は、参加表明書等の受付までに入札参加資格を有する必要がある。なお、入札参加資格者名簿への登録時期によって申請の受付期間が定められているので、事前に確認すること。

(5) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書等の受付締切日とする。

(6) 参加資格の喪失

ア 参加資格確認基準日から入札書類(提案書)の提出締切日の前日までの間の喪失

参加資格確認基準日から入札書類(提案書)の提出締切日の前日までの間に、資格確認通知を受けた入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り入札に参加できるものとする。

(ア) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、これを認めたとき。

(イ) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格等を満たすことを県が認めたとき。

イ 入札書類(提案書)の提出締切日から落札者決定日までの間の喪失

入札書類(提案書)の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、県は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構

成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うものとする。

(7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(4) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間の喪失

落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、参加資格要件を欠く事態が生じた場合は、県は、当該入札参加者と基本協定又は事業契約を締結しない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者と基本協定又は事業契約を締結するものとする。

(7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員又は協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、県が参加資格等を確認し、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員又は協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。

(4) 参加資格要件を欠いた構成員又は協力企業を除く構成員及び協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと県が判断したとき。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

入札書類（提案書）の審査に当たっては、学識経験者等で構成する選定委員会を設置する。県は、選定委員会の審査による選定結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失う。

選定委員会は以下の委員で構成される。

（敬称略・委員長及び副委員長を除き五十音順）

	氏名	役職等
委員長	安登 利幸	元亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科教授

副委員長	中井 検裕	東京科学大学名誉教授
委員	笥 雅貴	国立公文書館総務課課長補佐
委員	児玉 博昭	日本大学法学部教授
委員	小林 麻貴	公認会計士・税理士
委員	富田 章	東京ステーションギャラリー館長
委員	森 いづみ	県立長野図書館館長
委員	渡邊 美樹	足利大学工学部創生工学科建築・土木分野教授

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加表明時に提出する参加表明書等について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を参加者に通知する。

イ 入札書類（提案書）審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、選定委員会において入札書類（提案書）の審査を行い、最優秀提案を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札説明書に添付する落札者決定基準に示す。

エ 審査結果

審査結果は、県ホームページで公表する。

6 提出書類の扱い

(1) 著作権

提出された書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとする。ただし、提出を受けた書類は返却しない。

県は、本事業に関する情報の公表時及び県が必要と判断した場合には、落札者の入札書類（提案書）の全部又は一部を無償で使用できることとする。

落札者以外の入札参加者の入札書類（提案書）については、本事業に関する情報の公表以外の目的には使用しない。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、運営方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

7 SPC との契約手続

(1) 契約手続

県は、落札者と協議を行い、基本協定を締結する。また、基本協定に従い、落札者は、事業契約（仮契約）締結までに、本事業を実施する SPC を株式会社として栃木県内に設立することとし、県は、SPC と事業契約（仮契約）を締結する。

なお、仮契約は、県議会の議決を経て、本契約となる。

(2) SPC の出資等の要件

入札参加者の構成員は、SPC に対して必ず出資するものとし、代表企業の出資比率は、出資者中最大とすること。

構成員において SPC の総株主の議決権の 50%を超える議決権を保有するものとする

こと。
全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、県と事業者が適正にリスクを分担することにより、本事業の目的を確実に達成することを目指すものであり、事業者が行う業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うことに合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

この考え方に基づいて、県及び事業者間におけるリスク分担の考え方をリスク分担表(別表2)に提示する。

2 事業の実施状況のモニタリング

県は、事業者が実施する業務についてモニタリングを行う。なお、詳細については、入札説明書等で提示する。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業用地の概要

所在地	栃木県宇都宮市中戸祭 1 丁目 (県体育館跡地)
敷地面積	32,815.36 m ² (登記簿地積)
都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種住居地域・第二種住居地域 ※ 特別用途地区の指定を受ける予定

	※ 宇都宮市特別用途地区建築制限緩和条例を改正し、当該地区を追加予定
法定建ぺい率／法定容積率	60％／200％

2 施設の規模、構成等

区分		概要
規模	延床面積	約 30,000 m ²
構成	美術館	展示室、収蔵庫、一時保管庫、ワークショップ室、公開制作室 等
	図書館	公開書架・閲覧室、書庫、サイレントルーム、レファレンスカウンター、学習室 等
	文書館	展示室、閲覧室、収蔵庫、研究室、調査整理室 等
	共通部分	エントランス、講堂、カフェ・レストラン、ショップ 等

第5 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、県と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が一定期間内に整わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、宇都宮地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 金融機関と県の協議（直接協定）

事業が適正に遂行されるよう、必要に応じて、あらかじめ一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と県で協議し、直接協定を締結する。

2 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業において、事業の継続が困難になった場合には、次の措置を講じる。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の債務不履行等

事業者の提供するサービスについて、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行又はその懸念が生じた場合、県は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、県は、事業契約を解除

することができる。

イ 事業者の倒産等

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合には、県は、事業契約を解除することができる。

ウ 事業契約の解除

上記ア又はイにより県が事業契約を解除した場合、事業者は、県に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業継続の困難

県の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 事業契約の解除

上記アにより事業者が事業契約を解除した場合、県は、事業者が生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他県又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、県及び事業者は、事業継続の可否について協議する。この場合において、一定期間内に協議が整わないときは、事業契約に定める具体的措置に従う。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 財政上及び金融上の支援

県は、事業者が事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、これらを事業者が受けられるよう努める。

3 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の出融資制

度の対象事業であり、本事業への参加を希望する者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、本事業への参加を希望する者が、機構による事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、機構は、当該本事業への参加を希望する者の構成員に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、県は、機構の出融資を確約するものではなく、機構の出融資の詳細、条件等については、本事業への参加を希望する者が応募に際して、直接、機構に問合せを行うものとする。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構
電話番号(代表) 03-6256-0071

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

県は、債務負担行為の設定及び事業契約の締結に当たっては、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

2 指定管理者の指定

県は、運営・維持管理期間の開始までの間に、事業者を本事業の指定管理者として指定する予定である。

3 提案に伴う費用負担

本事業に係る提案及び説明会等への出席等に伴う費用については、全て参加者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、県ホームページで公表する。

5 実施方針等に関する問合せ先

栃木県生活文化スポーツ部文化と知の創造拠点整備室

住所：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

電話：028-623-2893

E-mail：bunkatochi@pref.tochigi.lg.jp

別表1 本事業における特定事業の構造

	美術館・図書館・文書館の本来事業	附帯事業
必須事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 要求水準で求める 本来事業 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 要求水準で求める 附帯事業 </div>
任意事業	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 運営自主事業 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 利用促進事業 </div>

※ は、サービス購入料算定の範囲。必須事業・附帯事業のうち、カフェ・レストラン及びショップに係る設計・建設費は、サービス購入料算定の範囲とする。

別表2 リスク分担表

1 共通

No	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
1	政策転換リスク	県の政策変更による事業への影響（本事業の中断・中止、事業範囲の変更等）に関するもの	○	
2	入札説明書リスク	入札説明書等の誤り、提示漏れに関するもの	○	
3	入札リスク	入札費用の負担に関するもの		○
4	法令変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの	○	
5		上記以外の法令の変更、新たな規制立法の成立等に関するもの		○
6	税制変更リスク	消費税及び地方消費税の範囲及び税率の変更に関するもの	○	
7		本事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更に関するもの	○	
8		上記以外の税制の変更に関するもの（法人税率の変更等）		○
9	許認可取得リスク	公共施設の管理者として県が取得すべき許認可の取得の遅延等に関するもの	○	
10		本業務の実施に関して県が取得することを要しない許認可の取得の遅延等に関するもの		○

No	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
11	契約締結リスク	県の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、中止等に関するもの	○	
12		事業者の責めに帰すべき事由による契約締結の遅延、中止等に関するもの		○
13		上記以外の事由によるもの	○ ※1	○ ※1
14	住民対応リスク	本事業の実施自体に関する住民反対運動、訴訟、要望等への対応に関するもの	○	
15		上記以外の理由によるもの		○
16	環境リスク	事業者が行う設計・建設・運営・維持管理等の業務に起因する騒音、振動、電波障害等、環境への悪影響に関するもの		○
17	知的財産権侵害リスク	県の責めに帰すべき事由により、第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、当該第三者に生じた損害の賠償に関するもの	○	
18		上記以外の事由によるもの		○
19	不可抗力リスク	天災、暴動等、自然的又は人為的な事象のうち、通常予見可能な範囲を超えるものによるもの	○ ※2	○ ※2
20	物価変動リスク	一定以上の物価変動によるコストの変動に関するもの	○ ※3	○ ※3
21	金利リスク	基準金利確定日前の金利変動に関するもの	○	
22		基準金利確定以後の金利変動に関するもの		○
23	資金調達リスク	本事業の実施に関し、事業者が調達すべき事業資金の調達に関するもの		○
24		本事業の実施に関し、県が調達すべき事業資金の調達に関するもの	○	
25	第三者賠償リスク	県の責めに帰すべき事由による損害（県の提示条件又は指示に起因する損害）の賠償に関するもの	○	
26		事業者の責めに帰すべき事由（設計・建設・運営・維持管理等）による損害の賠償に関するもの		○
27	債務不履行リスク	県の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
28		事業者の事業放棄又は破綻に関するもの		○
29		事業者が提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定の水準を満たしていないことに関するもの		○

2 調査・設計段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
30	測量・調査・設計リスク	県が実施した測量・調査・設計に関するもの	○	
31		事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		○
32	設計変更リスク	県の指示又は県の責めに帰すべき事由による設計変更に係るもの	○	
33		事業者の提案内容の不備、変更等、事業者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るもの		○
34	着工遅延リスク	県の指示又は提示条件の不備等県の責めに帰すべき事由による着工の遅延に係るもの	○	
35		事業者の責めに帰すべき事由による着工の遅延に係るもの		○

3 建設段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
36	用地リスク	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		○
37	地中障害物処理リスク	与条件として明示していない地中障害物、土壌汚染等の処理に関するもの	○	
38		与条件として明示している地中障害物、土壌汚染等の処理に関するもの		○
39	完工遅延リスク	県の指示、指示の変更等県の責めに帰すべき事由による完工の遅延に係るもの	○	
40		事業者の責めに帰すべき事由による完工の遅延に係るもの		○
41	工事費増大リスク	県の指示による工事費の増大に関するもの	○	
42		上記以外の事由によるもの		○
43	工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備による工事内容・工期等の不具合に関するもの		○
44	工法リスク	技術工法等の欠陥が生じた場合に関するもの		○
45	一般的損害リスク	工事目的物・材料・関連工事に関して生じた損害に関するもの		○

4 維持管理・運営段階

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
46	所蔵品、預託品、展示品管理	SPC 企画展の展示品が、地震等天災による毀損に関するもの		○
47	リスク	実行委員会や第三者が関与する企画展の展示品が、地震等天災による毀損に関するもの	○ ※4	○ ※4
48		上記以外の所蔵品、預託品又は展示品が、地震等天災による毀損に関するもの	○	
49		所蔵品、預託品又は展示品が、県の責めに帰すべき事由による盗難・毀損に関するもの	○	
50		所蔵品、預託品又は展示品が、事業者の責めに帰すべき事由による盗難・毀損に関するもの		○
51		SPC 企画展の展示品が運送業者、作業員等、県・事業者以外の者の責めにすべき事由による盗難・毀損に関するもの		○
52		実行委員会や第三者が関与する企画展の展示品が運送業者、作業員等、県・事業者以外の者の責めにすべき事由による盗難・毀損に関するもの	○ ※4	○ ※4
53		上記以外の所蔵品、預託品又は展示品が、運送業者、作業員等、県・事業者以外の者の責めにすべき事由による盗難・毀損に関するもの	○	
54	開架資料盗難・紛失リスク	開架資料数の 0.3%以下の盗難・紛失に係るもの（事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）	○	
55		開架資料数の 0.3%を超える盗難・紛失に係るもの（県の責めに帰すべき事由によるものを除く。）		○
56	施設利用者変動リスク	施設利用者数の変動に伴う事業者収入・支出の増減（カフェ・レストラン、ショップ等の独立採算事業を除く。）に関するもの		○
57		県の責めに帰すべき事由による独立採算事業の利用者数の変動に伴う事業者収入・支出の増減に関するもの	○	
58		上記以外の独立採算事業の利用者数の変動に伴う事業者収入・支出の増減に関するもの		○
59	利用者対応リスク	運営における利用者からの苦情、利用者間のトラブル等、利用者対応に係るもの		○
60	情報漏洩リスク	県の責めに帰すべき事由による個人情報、守秘義務情報等の外部流出に関するもの	○	

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
61		事業者の責めに帰すべき事由による個人情報、守秘義務情報等の外部流出に関するもの		○
62	自主事業リスク	事業者の自主事業の不振・事業計画不履行に関するもの		○
63	運営・維持管理費増大リスク	県の責めに帰すべき事由による業務内容・用途の変更等に起因する運営・維持管理費の増大に関するもの	○	
64		上記以外の要因によるもの		○
65	施設・設備・什器・備品等の損傷リスク	施設・設備・什器・備品等の劣化に対して、県が実施すべき適切な改修等を実施しなかったことによる施設・設備・什器・備品等の損傷に関するもの	○	
66		施設・設備・什器・備品等の劣化に対して、事業者が実施すべき適切な改修等を実施しなかったことによる施設・設備・什器・備品等の損傷に関するもの		○
67		通常劣化による施設・設備・什器・備品等の損傷に関するもの		○
68		県・事業者以外の者の責めに帰すべき事由による施設・設備・什器・備品等の損傷に関するもの	○ ※5	○ ※5
69		施設・設備・什器・備品等の契約不適合による起因する施設・設備・什器・備品等の損傷に関するもの		○
70	事故等リスク	県が行う本事業に関する事故等に係るもの	○	
71		事業者が行う本事業に関する事故等に係るもの		○
72		県・事業者のいずれの責めにもよらない事故等に係るもの	○ ※5	○ ※5
73	技術革新リスク	想定しない技術革新等による施設・設備の陳腐化への対応として、県の指示により発生する増加費用に関するもの	○	
74		栃木県図書館情報処理システム、とちぎ文化芸術デジタルアーカイブ等の県の情報システムの更新・陳腐化への対応として発生する増加費用に関するものに関するもの	○	
75		上記以外の技術革新等による施設・設備の陳腐化への対応として発生する増加費用に関するもの		○

5 事業の終了

No.	リスク項目	リスクの内容	負担者	
			県	事業者
76	事業の中途終了リスク	事業継続の必要性がないと県が判断する場合に関するもの	○	
77		県の責めに帰すべき事由による事業者との契約解除に関するもの	○	
78		事業者の責めに帰すべき事由による事業者との契約解除に関するもの		○
79	引継ぎリスク	県又は事業終了後の次期運営者に帰すべき事由による事業期間満了時の業務の引継ぎに関するもの	○	
80		事業者の責めに帰すべき事由による事業期間満了時の業務の引継ぎに関するもの		○
81	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に係るもの		○
82	移管手続リスク	事業終了時における移管手続及び特別目的会社の精算手続に関するもの		○

- ※ 1 県及び事業者は応分の増加費用又は損害を負担する。
- ※ 2 増加費用又は損害について、1%相当額までは事業者が負担し、これを超えた場合は県が負担することを想定している。
- ※ 3 物価変動について、協定等で取り決めた一定範囲までは事業者が負担し、これを超えた場合は県が負担する。
- ※ 4 実行委員会や第三者が関与する企画展は、実施主体、契約関係、展示品の管理責任、費用分担等を踏まえて個別に判断する。
- ※ 5 修復、損害賠償等に必要な費用の程度等を勘案し、協定等で取り決めたものを負担する。

年 月 日

実施方針等に関する（説明会・現地見学会）参加申込書

会社名		
住所		
部署名		
担当者名		
電話		
E-mail		
参加者 (各2名まで)	説明会 参加・不参加	
	現地見学会 参加・不参加	
参加者 (2名まで)	運営事業者向け 文書館説明会	

注1 実施方針等は、ダウンロードをして、当日、御持参ください。

注2 説明会及び現地見学会の欄は、参加又は不参加のいずれかを○で囲んでください。

注3 説明会の後、運營業務を担われる事業者向けに、文書館業務の説明を県庁南館内文書館で行います。参加を希望される場合は、該当欄に参加者名を別途記入願います。

守秘義務対象資料交付申込書

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

住 所
商号又は名称
代表者の氏名

栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業実施方針に基づき、守秘義務誓約書の提出を条件として開示される資料について、下記に同意の上、交付を申し込みます。

記

以下の連絡先情報につき、貴県（貴県からの委託先を含む。以下同じ。）における栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業に関する検討に利用されること、必要に応じ貴県から連絡を受けることについて同意します。

(連絡先)

氏 名	
部 署 名	
住 所	
電話番号	
E-mail	

守秘義務誓約書

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

当社は、栃木県「文化と知」の創造拠点整備運営事業への応募を目的として、守秘義務誓約書の提出を条件として開示される資料（以下「守秘義務対象資料」という。）の交付を受けるに当たり、下記の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

（利用の目的）

第1条 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

（秘密の保持）

第2条 当社は、栃木県から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

（善管注意義務）

第3条 当社は、栃木県から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、栃木県の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、栃木県又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

（個人情報の取扱い）

第4条 栃木県から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

(期間)

第5条 本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、存続するものとします。

(損害賠償義務)

第6条 当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより栃木県又は第三者（栃木県に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

(印刷物等の破棄)

第7条 受領した守秘義務対象資料（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、別に栃木県が指定する破棄義務遵守報告書の提出期日までに、全て破棄することを約束します。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等又は当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関又は行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

以上

破棄義務遵守報告書

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

住 所

商号又は名称

代表者の氏名

年 月 日付け守秘義務誓約書第 7 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり受領した守秘義務対象資料の印刷物等を全て破棄したことを報告します。

受領した守秘義務対象資料	
破棄完了日	
破棄方法	

実施方針等に関する質問書

提出者	会社名	
	住所	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	目次等				項目名	質問の内容
1								
2								
3								
...								
例	実施方針	7	1	1	(7)	ア	設計・建設業務	

注1 質問の内容については、提出者が特定されるような記載は避けてください。

注2 表内の数字は、半角としてください。

注3 目次等は、大きいものから記載しますが、「第」は略してください。

(例は、「第1-1-(7)-ア-(イ)設計・建設業務」に関する質問の場合)

実施方針等に関する意見書

提出者	会社名	
	住所	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	E-mail	
提出意見数		

No.	書類名	頁	目次等				項目名	意見の内容
1								
2								
3								
...								
例	要求水準書案	95	7	2	(13)	ウ	その他の事項	

注1 意見の内容については、提出者が特定されるような記載は避けてください。

注2 表内の数字は、半角としてください。

注3 目次等は、大きいものから記載しますが、「第」は略してください。

(例は、「第7-2-(13)-ウ-(エ)その他の事項」に関する意見の場合)